

特別徴収金の徴収について

この土地改良事業(単県補助土地改良事業(通常分) 山田地区)の施行にかかる地域内の土地につき、土地改良法第113条の2第2項の規定に基づく公告のあった日(その公告において工事完了の日が示されたときには、その示された日)の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途(以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合、又は当該土地をみずからも目的外用途に供した場合には、同法第96条の4で準用する同法第36条の2第1項の規定により条例の定めるところにより特別徴収金を徴収することがある。

令和8年9月15日

綾川町

町 長 前 田 武 俊